

第2次

大仙市一般廃棄物処理基本計画



花火のまち 大仙市

平成30年3月策定

令和5年3月改定

秋田県大仙市

第2次大仙市一般廃棄物処理基本計画

目 次

1	計画改定の趣旨	1
2	改定の要旨	1
3	計画の位置付け	2
4	人口の動向	2
5	大仙市の一般廃棄物処理状況と課題	
	(1) 収集運搬及び処理方法	
	①収集・運搬方法	3
	②処理方法	3
	(2) ごみ処理量の推移	
	①ごみ排出量の推移	5
	②資源ごみ回収量とリサイクル率の推移	7
	③事業系ごみ回収量とリサイクル率の推移	8
	(3) 課題及び今後の方針	
	①収集運搬・処理体制	9
	②ごみ排出量	9
	③分別・リサイクル	10
	④その他	10

6	廃棄物処理に関する基本方針及び役割	
(1)	基本理念	11
(2)	基本方針	12
(3)	それぞれの役割	12
7	計画目標等	
(1)	計画期間	13
(2)	中間目標前年度の状況と数値目標の設定	
①	一人1日あたりごみ排出量	13
②	ごみ排出量	13
③	家庭系一人1日あたりごみ排出量	14
④	再資源化量	14
⑤	リサイクル率	14
⑥	事業系一般廃棄物排出量	15
(3)	計画の進行管理	16
(4)	計画のローリング	16
(5)	実施計画の策定	16
8	目標達成のための取り組み	
(1)	ごみの発生抑制	17
(2)	食品ロス対策	17
(3)	再資源化の推進	18
(4)	事業系ごみ排出量の削減	18
(5)	不適正処理対策	19

1 計画改定の趣旨

本市では平成30年3月に廃棄物の減量化と環境保全のための取組の指針として「第2次大仙市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直すことで、廃棄物の発生抑制、再生利用、限りある資源の消費節減と循環的な利用を促進し、市民、事業者、行政が協働した循環型社会の形成を推進するための取組を展開してきました。

本計画策定以降、国は平成30年6月に地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生を掲げ、これらを実現するために講ずるべき施策を示した「第四次循環社会形成推進基本計画」を策定しました。

また、秋田県においても令和3年3月に「全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築」を基本理念とし、廃棄物の発生抑制と将来に渡る安定的な廃棄物処理体制の構築、プラスチックごみ及び食品ロス対策、SDGsや地域循環共生圏の形成といった新たな視点を導入した「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

本計画では、廃棄物に関する収集運搬・処理体制や分別・リサイクルなどの課題から方針を定め、令和4年度におけるごみ排出量等の数値目標を中間目標として設定しており、計画期間中の実績を踏まえ策定後5年を目途に見直しを行うこととしております。加えて、国、県の策定する計画が改定されたことに伴う目標値等をふまえ、これまでの実績や計画目標との間に生じたずれに対する修正を行い最終的な目標値を設定する必要があります。

このように廃棄物処理に関する法令・諸制度の整備状況、廃棄物対策を取り巻く情勢が大きく変化していることから、本市の現在のごみ処理における課題や今後の動向を把握し、これからのごみ処理の基本的方針を定めた改定を行います。

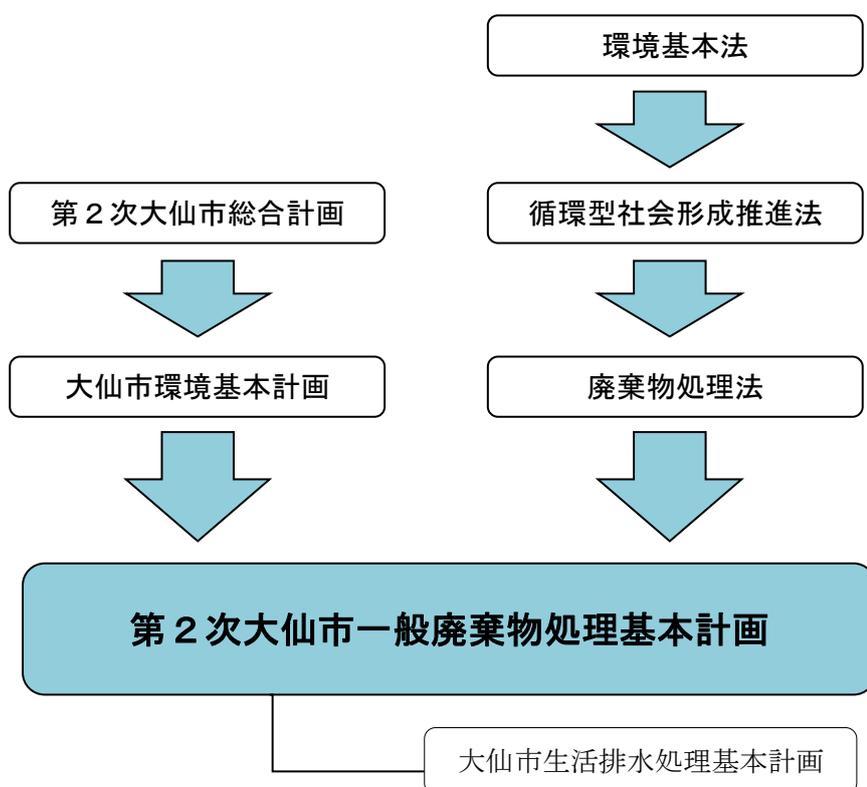
2 改定の要旨

- ・各種統計の数値、グラフを直近10年間のものに修正。
- ・大仙市生活排水処理計画の策定に伴い、本計画への位置づけを修正。
- ・平成31年に廃棄物処理の広域化に伴い、大曲仙北広域市町村圏組合に廃棄物処理に関する組織が統合されたことから、団体・施設の名称を修正。
- ・市の最終処分場の廃止進捗状況を反映。
- ・現在の状況を踏まえ、計画後期での取り組みと計画最終年度の目標値を設定。
- ・参考資料として「第四次循環社会形成推進基本計画」、「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」、「第2次大仙市総合計画後期実施計画（改訂版）」、「大仙市人口ビジョン（改訂版）」を使用。

3 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき策定するもので、大仙市総合計画及び大仙市環境基本計画を上位計画としており、本市の一般廃棄物処理の基本的事項や指針を定めるものとし、実施に関する事項は、毎年度策定する大仙市一般廃棄物処理実施計画において定めています。

なお、第2次一般廃棄物処理基本計画を策定した際に、生活排水処理に関する記載がなかったことから、その部分を補完する計画として令和3年6月に「大仙市生活排水処理基本計画」を策定しております。



※一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条に規定する法定計画で、一般廃棄物の処理について統括的な責任を負う市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための指針となる計画です。

4 人口の動向

令和3年度末の大仙市の人口は77,299人であり、「大仙市人口ビジョン」での将来展望よりも減少率が抑えられている状況です。現在の人口から「大仙市人口ビジョン」で予測する減少率で人口が推移した場合、本計画の最終年度である令和9年度末の人口は70,167人と推計されることからこの数値を使用します。

5 大仙市の一般廃棄物処理状況と課題

(1) 収集運搬及び処理方法

①収集・運搬方法

家庭ごみは、市が委託する業者がステーション方式（粗大ごみは有料戸別収集）により計画的に収集しています。

市で回収するごみの種類及び回数

種 類	収集内容	回 数	収集方式
燃やせるごみ	プラスチック類、紙布類、草木類 厨芥類、ゴム類	2回/週	ステーション方式 (自治会等が管理する 集積所に排出)
燃やせないごみ	金属類、陶磁器類、ガラス類	1回/月	
資源ごみ			
びん・缶	食用びん、缶類、スプレー類缶 金属製容器包装類	2回/月	
ペットボトル	ペットボトル	1回/月	
古紙	新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック	1回/月	
古布類※	シャツ、タオル、コートなど	3回/年	
粗大ごみ	指定ごみ袋に入らないごみ	(有料戸別) 2～9回/年	有料戸別収集（証紙）

※古布類は、平成26年度から収集を開始（5月、8月、11月の年3回）
令和2年度より休止中

事業系ごみは、事業者が自らの責任において収集運搬するか、許可業者へ委託することにより適正に収集運搬することとしています。

②処理方法

大仙市のごみは、平成14年4月に供用を開始した、大曲仙北広域市町村圏組合中央ごみ処理センターで処理されています。

中央ごみ処理センターは、一般廃棄物の処理を目的とした大曲仙北広域市町村圏組合のごみ処理施設で、1日あたり最大154tのごみを焼却処理するほか、資源ごみを処理するリサイクルプラザ及び資源物ストックヤードを併設しています。

施設から排出される主灰、飛灰固化物、破碎不燃物は、平成20年4月より大曲仙北広域市町村圏組合が管理運営する一般廃棄物最終処分場へ埋め立てています。

ごみ処理場

【中央ごみ処理センター】（大曲仙北広域市町村圏組合）

施設構造	処理対象ごみ	処理方式	処理能力	供用
ごみ焼却施設	燃やせるごみ	全連続燃焼式	154 t / 24 h	H14
リサイクルプラザ	燃やせないごみ びん・缶類 ペットボトル類 粗大ごみ	回転衝撃式	38 t / 5 h	H14
		横形せん断式	1 t / h	H14
資源物ストックヤード棟	資源ごみ 選別回収資源	—	1,158 m ²	H14

一般廃棄物最終処分場

【大曲仙北広域市町村圏組合】

NO	名称	供用	区分	面積 (m ²)	容積 (m ³)	施設稼働状況
1	大曲仙北広域市町村圏組合一般廃棄物最終処分場	H20	管理型	5,944	63,000	稼働中

【大仙市】

NO	名称 (地区)	供用	区分	面積 (m ²)	容積 (m ³)	施設稼働状況
1	大曲一般廃棄物最終処分場 (大曲)	S63	管理型	12,000	142,499	R4 廃止
2	中仙一般廃棄物最終処分場 (中仙)	S60		9,500	35,500	R4 廃止
3	北檜岡地区不燃物処理場 (神岡)	S56	安定型	4,384	21,920	H18 休止
4	神宮寺不燃物処理場	S55		5,137	20,548	H18 休止
5	上野台不燃物埋立処分場 (西仙北)	S52		6,937	55,496	H19 休止
6	南外不燃物投棄場 (南外)	S47		3,660	21,375	H13 休止
7	太田不燃物最終処分場 (太田)	S52		10,000	17,000	H9 休止

(2) ごみ処理量の推移

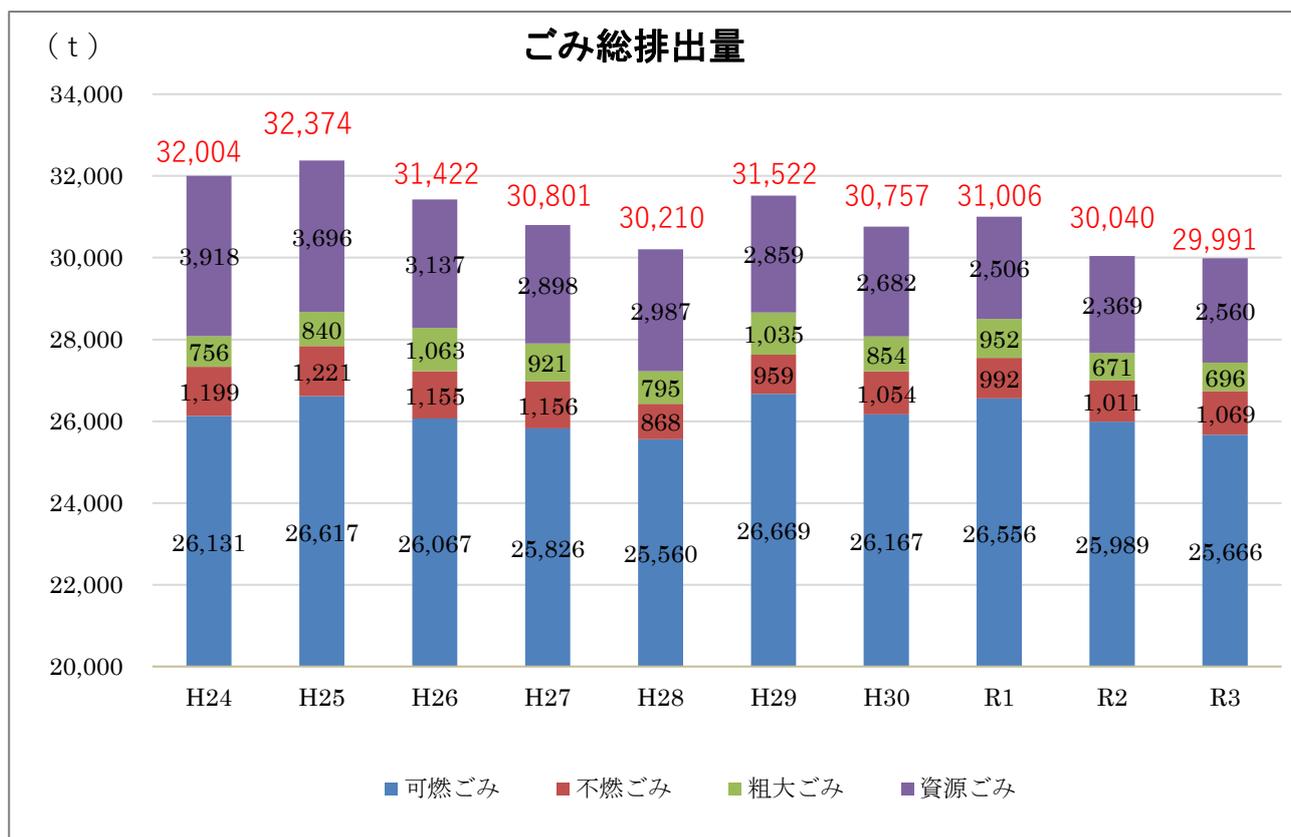
①ごみ排出量の推移

ア 区分別ごみ排出量の推移

ごみの総排出量は、平成25年度から減少傾向となり、計画策定直前の平成28年度には家庭ごみの有料化を実施後で最小となりましたが、平成29年度に大規模な水害が発生したことに伴い一時的に増加となりました。

その後は、古布類や小型家電など資源ごみに関して市民へごみの分別区分の周知をし、分別排出が浸透したこと、人口減少によるごみの減少もあり排出量は再び減少しています。

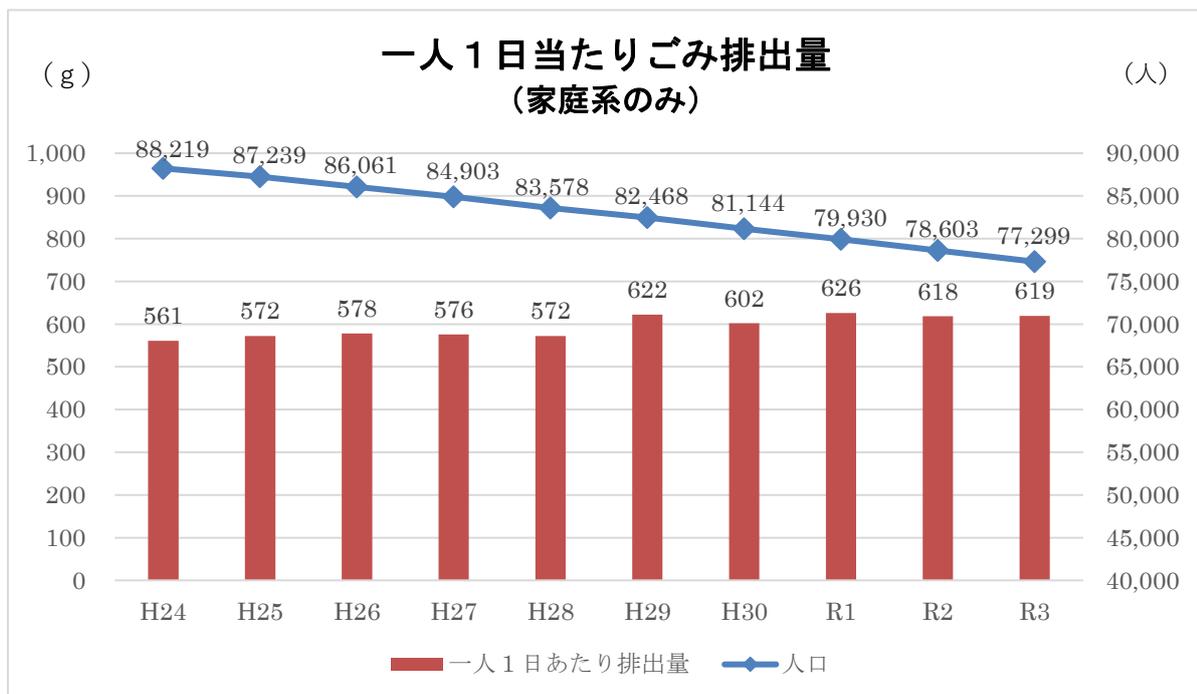
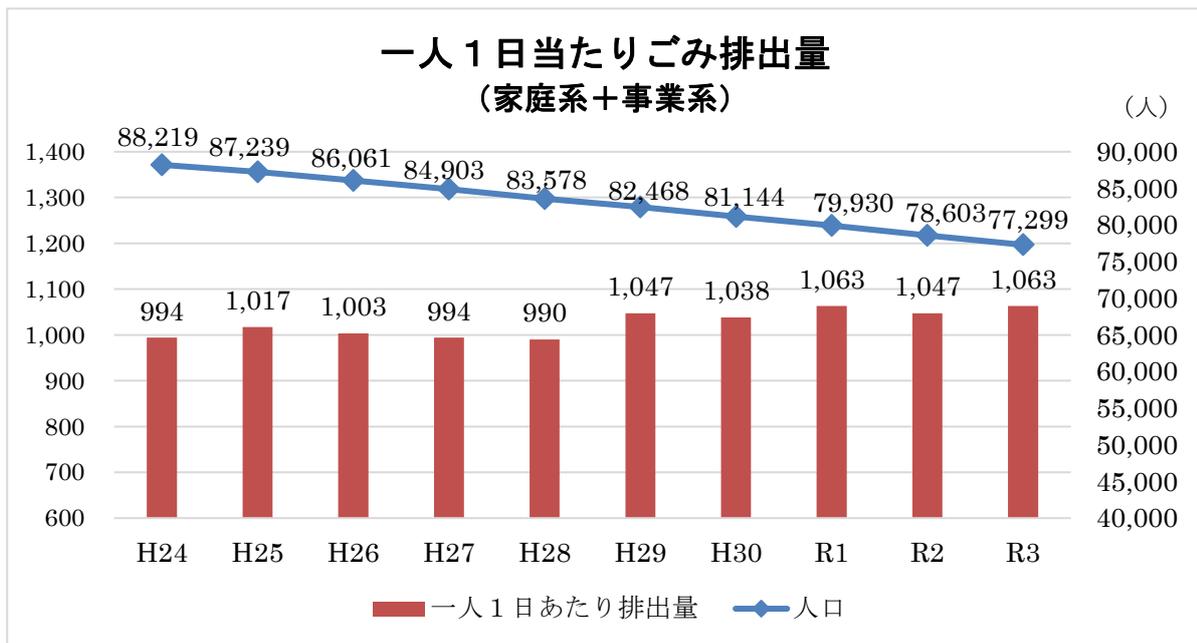
令和3年度時点でのごみ総排出量は、29,991tで、ごみの区分別では「可燃ごみ」が25,666t、「不燃ごみ」が1,096t、「粗大ごみ」が696t、「資源ごみ」が2,560tとなっており、家庭系、事業系の別では一般家庭から19,980t、事業所から10,011tが排出されています。



イ 一人1日あたりごみ排出量の推移

市民一人1日当たりのごみ排出量は、平成24年度から平成28年度までは横ばいとなっていました。人口減少に伴うごみの総排出量の減少は反映しておらず、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化、外出自粛期間が増えたことに伴う自宅整理等の影響によりごみ排出量は増加しています。

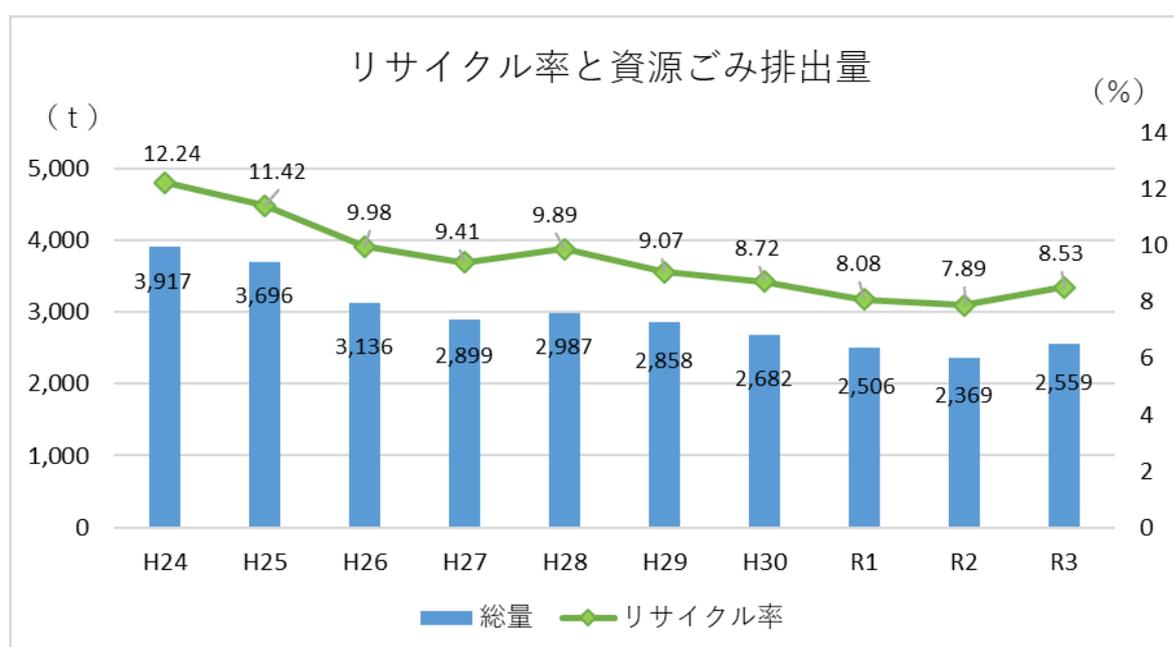
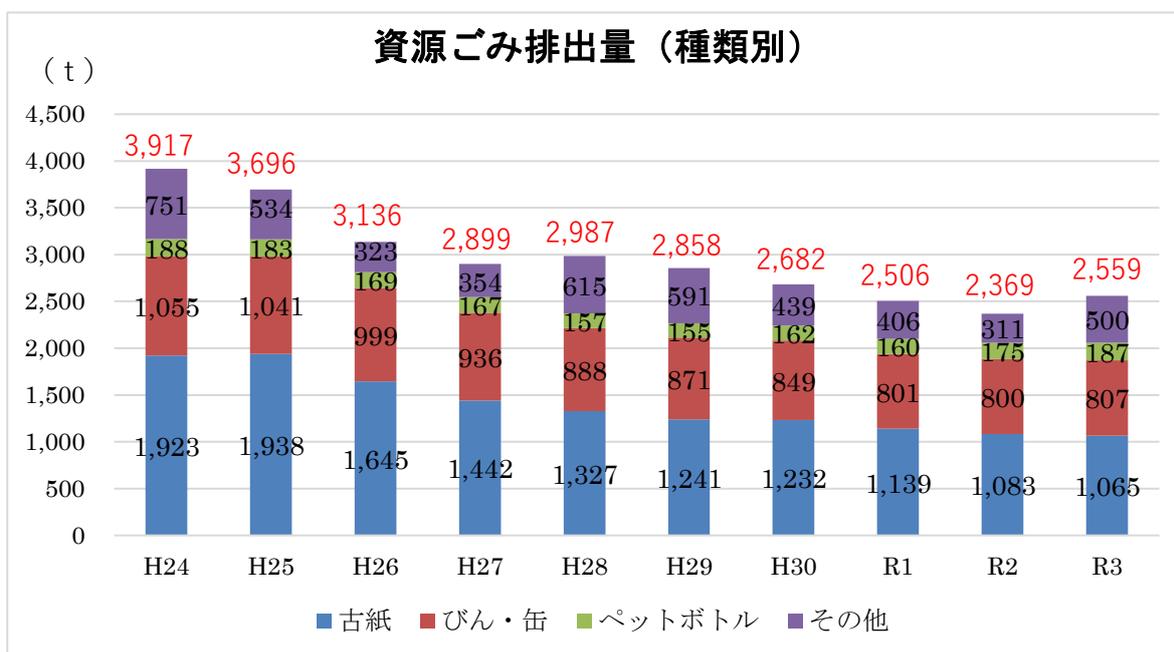
このまま排出や分別方法に変更がない場合はこの傾向が続くと考えられ、近年の核家族化の増加などに伴い1世帯当たりのごみ排出量が増え、結果、一人1日あたりのごみ排出量が増えてしまうことが懸念されています。



②資源ごみ回収量とリサイクル率の推移

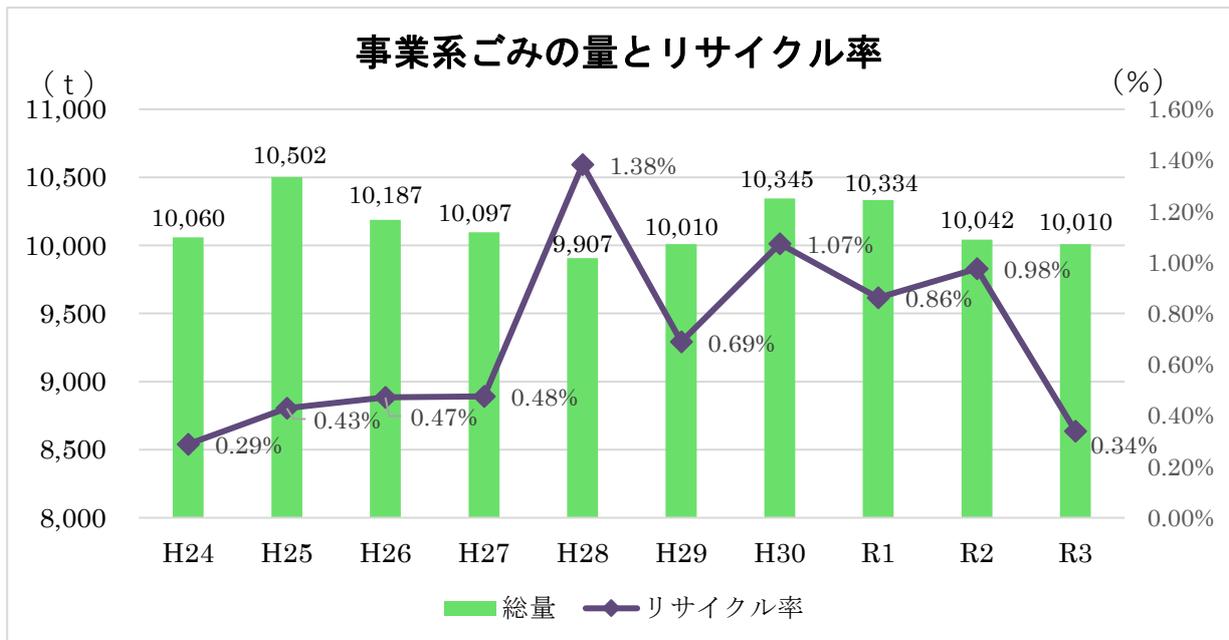
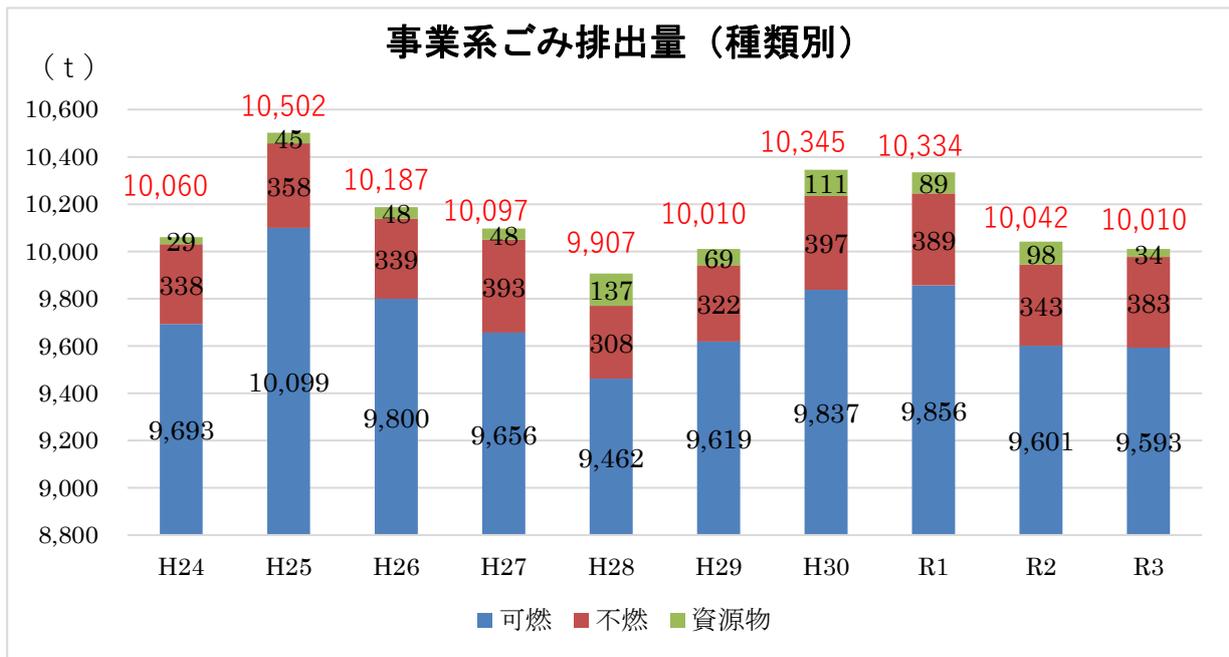
資源ごみは、平成24年度から毎年減少しており、平成28年度はいったん増加に転じましたが翌年から再度減少傾向が続いています。特に近年は、スーパーマーケット等の店頭での古紙回収サービスが普及し、平成26年度以降の市の古紙回収量は大幅に減少しています。

一方で、新たな取り組みとして平成26年度から古布類、平成27年度から小型家電、平成28年度から蛍光灯・乾電池類の分別回収を開始したことと、ごみ総排出量の減少により、平成28年度のリサイクル率についてはわずかに上昇しました。しかしその後は、資源回収量の減少が続いていることに加え、ごみ総排出量の増加とリサイクル率の低下が顕著であることから、市が実施する資源物回収以外の影響は少ないものと推測されます。



③事業系ごみ回収量とリサイクル率の推移

事業系ごみの総量は、年度によるばらつきはありますが年間約10,000トン前後で推移しており、横ばいの状況が続いています。排出量に占める資源ごみの量の割合が少なく、リサイクル率は平成28年度をピークに減少傾向にあります。資源ごみの中でも古紙類の量の減少が顕著で、業務で発生した書類は個人情報等を含むものとして焼却処分する事業所が多く、リサイクルにつながらないものと考えられます。



(3) 課題及び今後の方針

①収集運搬・処理体制

ア 収集運搬体制

現在、市の全てのごみについて収集体制が確立され、安定した収集体制を維持してきており、引き続き現行の体制により収集していきます。

人口は年々減少しているものの、一部の地域における新規の住宅分譲地や新築のアパートが増える傾向は現在でも継続しており、世帯数の増加とそれに伴う収集区域の広範囲化により、収集業者間の収集範囲の調整も必要になってくることも考えています。

また、大都市からの転入者などからは、指定ごみ袋への記名に抵抗を感じるといった意見があり検討が必要となっています。

イ 処理体制

一般廃棄物処理施設の設置団体が仙北市と大仙美郷環境事務組合に分かれている状況であったことから、安定した廃棄物処理行政の推進、機動的・効率的な施設運用を目指すため、「秋田県ごみ処理広域化計画」に基づき、平成31年4月より一般廃棄物処理施設の管理運営体制を大曲仙北広域市町村圏組合に一元化して行っております。

ウ 一般廃棄物最終処分場の廃止

合併前の旧市町村が設置した7箇所的一般廃棄物最終処分場は、平成20年3月をもって全施設の利用を休止し、大曲仙北広域南外一般廃棄物最終処分場にその処理体制を移行しています。

平成26年度に実施した廃止に向けた基礎調査による閉鎖整備計画に基づき、先行して行う中仙、大曲の処分場に係る閉鎖整備工事、廃止確認モニタリングを行い、令和4年1月に県から両処分場の廃止確認を受けております。残りの処分場についても閉鎖整備計画に基づき、順次廃止に向けて取り組んでいきます。

エ 適正処理困難物の処理

在宅医療で使用した注射器など感染性の危険がある廃棄物や、農業用ビニール、タイヤ、バッテリーなど市で処理できない廃棄物の処理については、全戸配布している「ごみ出しカレンダー」への具体例の記載、ホームページ掲載「ごみナビくん」の改定、処理業者の紹介など、引き続き周知に努めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物についても国の示すガイドラインに従い適正に処理していきます。

②ごみ排出量

人口は減少しているもののごみの総排出量は横ばい、資源ごみの排出量とリサイクル率は低下していることから、資源物として排出されるべきものが可燃ごみとして処理されていることが考えられます。引き続き、分別区分の周知徹底を図り、再資源化できるものは資源ごみとして出していただくとともに、市民ができるだけごみを出さない生活スタイルへの転換を引き続き促進していく必要があると考えています。

また、近年、社会的な課題となっている食品ロス対策については、令和元年度に「大仙市食べきり協力店登録制度」を立ち上げ、市内で営業する飲食店・スーパー等と協同で食品ロス削減に向けた取組を実践していくとともに、環境学習等を通じて市民の意識啓発を図っていく必要があります。

③分別・リサイクル

分別については平成26年度以降に新たな分別区分を設けており、現在は燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ（びん・缶、ペットボトル、古紙、古布）、粗大ごみのほか、拠点回収による小型家電、蛍光灯、乾電池類などに分けて処理しています。令和4年6月に策定した第10期分別収集計画に基づき、引き続き分別の徹底によるごみの減量化とリサイクル率の向上に努め、特に資源ごみの分別が進んでいない事業系ごみに対しては事業所訪問を行い、新聞・チラシ・パンフレット等の個人情報を含まない紙類の分別排出を周知し協力を促します。

あわせて、令和4年度から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」により、プラスチック製容器包装類及び製品プラスチック類の一括収集体制が可能となることから、収集体制の構築とリサイクルに係る再商品化計画の策定に向けた検討を進めていきます。

④その他

今後発生が予測されている大規模地震や近年頻発している大雨などの自然災害による被害を抑止、軽減するとともに、発生した災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制や処理方法などを整理した災害廃棄物処理計画により対応します。

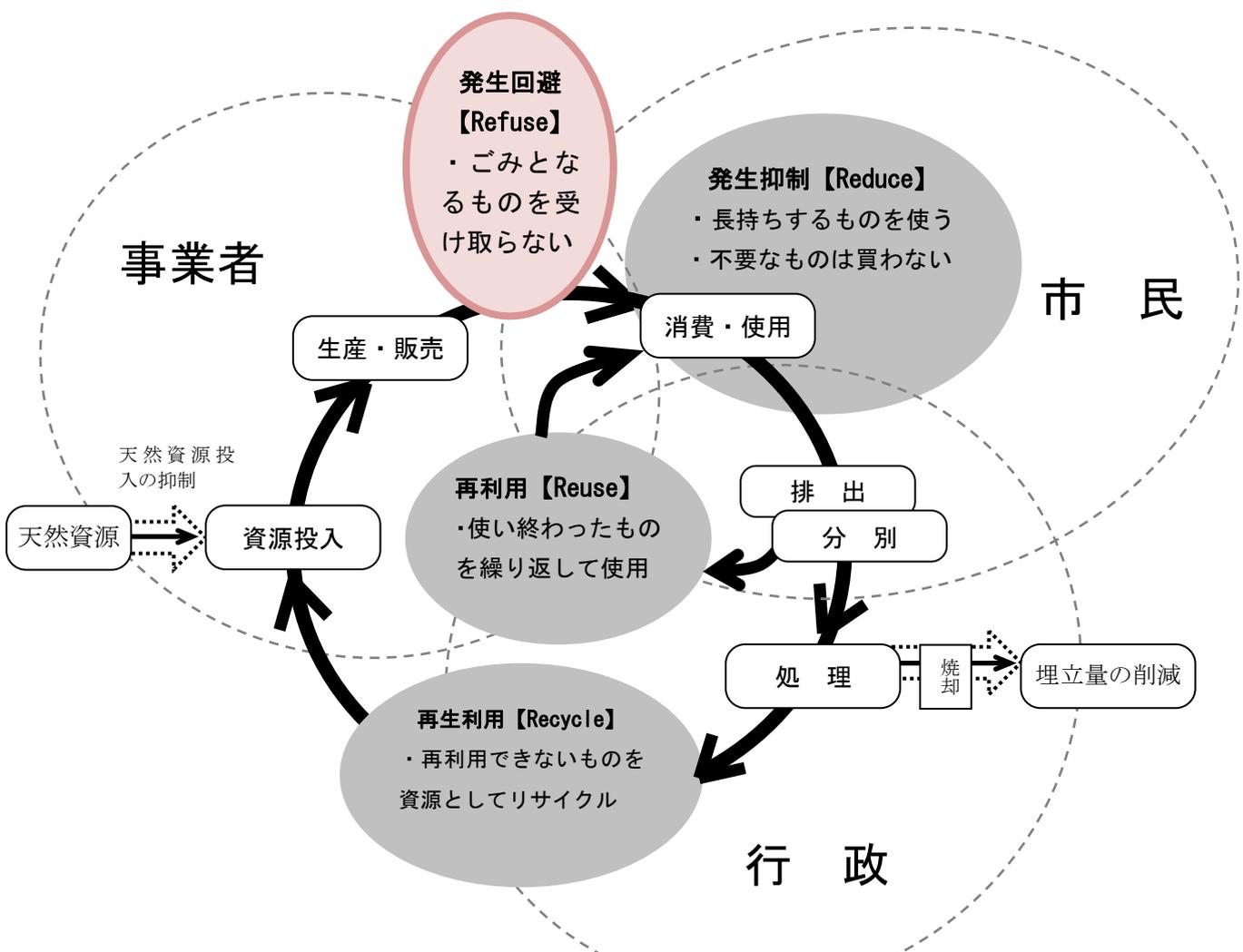
6 廃棄物処理に関する基本方針及び役割

(1) 基本理念

ごみに関する問題は、環境、資源問題といった地球規模の問題への取り組みとしてもっとも身近で取り組みやすい問題です。

廃棄物による環境への負荷をできる限り低減させるため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、分別の徹底による再資源化（Recycle）を推進し、限りある資源の消費節減と循環的な利用を促進し、市民、事業者、行政が協働した循環型社会形成を推し進めます。

また、これまでの3Rの取組にレジ袋や使い捨てプラスチック製品などのごみとなるものの受け取りを断る「発生回避：Refuse」を加え、4Rによりさらなるごみの削減に努めます。



※「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」では、廃棄物の処理方法や、リサイクルの取り組みの優先順位を次のとおり定めています。

- ①発生抑制（Reduce）
- ②再利用（Reuse）
- ③再生利用（Recycle）
- ④熱回収
- ⑤適正処分

(2) 基本方針

循環型社会形成を推進するため、基本理念に基づき3つの方針を定めます。

①市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識して取り組みを推進

廃棄物の減量化、再資源化に向けては、それぞれの立場において、自らの役割を認識して取り組んでいくことが不可欠です。

市民、事業者そして行政の3者がそれぞれの責務、役割を明確にし、分かりやすい目標のもと、アイデアを出し合い、ごみの減量化、再資源化に取り組みます。

②限りある資源の有効活用による循環型社会の構築

現在、廃棄物として排出されている中にも、再資源化可能なものも含まれていると考えられることから、分別区分の更なる周知を図り、ごみの再資源化を促進し限りある資源の有効活用に努めます。

③環境教育や情報発信を充実させ取り組みを推進

循環型社会の形成に向けては、事業者や市民の意識改革が不可欠であることから、地域や学校などでの環境学習の開催や廃棄物処理の現状や取り組みに関する情報発信を通じて、一人ひとりが主体的に実践していけるよう取り組みを推進します。

(3) それぞれの役割

市民の役割

- ・一人ひとりが、排出者としての責任と自覚を持つ。
- ・一人ひとりが、自らのライフスタイルを見直し、環境に配慮した取り組みを行う。
- ・一人ひとりが、分別マナーを守るとともにごみの減量化・再資源化に取り組む。
- ・事前にごみの発生を抑制する行動を心掛ける。(マイバッグ等の使用)

事業者の役割

- ・生産者、排出者としての責任と自覚を持つ。
- ・2R(リデュース:発生抑制、リユース:再利用)に積極的に取り組む。
- ・拡大生産者責任を踏まえ、生産、流通、販売等の各段階でのごみの発生抑制に努める。
- ・自ら排出したごみは適正に処理する。
- ・環境負荷の少ないサービスの提供に努める。(レジ袋や使い捨てプラスチック製品の使用機会の削減)

市の役割

- ・ごみの発生抑制に向けた取り組みを進める。
- ・ごみの分別、減量化への取り組みに関する情報提供を行う。
- ・安全で安定したごみの収集と適正処理に取り組み環境負荷の低減を図る。
- ・環境教育活動や情報発信の充実を図る。

7 計画目標等

(1) 計画期間

本計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間として、令和4年度におけるごみ排出量等の数値目標を中間目標として設定し、ごみの減量化、再資源化に取り組んできました。中間目標年度である令和4年度は本計画の検証と見直しを行います。

(2) 中間目標前年度の状況と数値目標の設定

平成28年度実績を基準として設定した中間目標年度（令和4年度）の数値目標と、その前年度である令和3年度の実績を比較し、将来人口予測並びに今後行うべき効果的な各種取り組みの展開による効果を勘案して、最終年度である令和9年度における目標を設定します。

目標の項目は、国の第四次循環型社会形成推進基本計画において設定されている指標を基に、本計画当初に設定した次の6項目とします。

※以下、各年度数値の比較対象は計画策定初年度（実績）との比較値になります。

① 一人1日あたりごみ排出量

② ごみ排出量

一人1日あたりごみ排出量は、国の計画による令和7年度の目標値が850g、県の計画による令和7年度の目標値が935gですが、本市の令和3年度実績値は1,063gであります。計画策定以降、これまで一度も基準年度の数値を下回ったことがなかったことからごみ排出量の実績を勘案し、県の目標値と同じ935gとします。

また、ごみ排出量は先の一人1日あたりごみ排出量（935g）に令和9年度の予測人口（70,167人）を乗じて求めた23,946tを年間のごみ排出量目標値として設定します。

【一人1日あたりごみ排出量（家庭系+事業系）】

	平成28年度 実績 (基準年)	令和3年度 実績値	令和4年度 中間目標値	令和9年度 最終目標値
一人1日あたりごみ 排出量	991g	1,063g (+7.3%)	976g (△1.5%)	935g (△5.7%)
ごみ排出量	30,217t	29,991t (△0.7%)	27,500t (△9.0%)	23,946t (△20.8%)

③ 家庭系一人1日あたりごみ排出量

家庭系一人1日あたりのごみ排出量については、令和7年度時点での国の目標が440g、県が500gに対して、本市の排出量は令和3年度実績で619gと過去10年で最も多かった令和元年度の626gからは減少していますが基準年度よりも47g増加しています。このため、令和9年度の目標値は中間目標値である500gに据え置くこととし、資源ごみの分別排出を推進することで家庭系ごみの排出量を減少に転じさせることを目指します。

【家庭系一人1日あたりごみ排出量】

	平成28年度実績 (基準年)	令和3年度 実績値	令和4年度 目標値	令和9年度 最終目標値
家庭系一人1日 あたりごみ排出量 (資源ごみを除く)	572g	619g (+8.2%)	500g (△12.6%)	500g (△12.6%)
家庭ごみ排出量 (資源ごみを除く)	17,452t	17,455t (+0%)	15,253t (△12.6%)	12,805t (△26.6%)

※家庭ごみ排出量は目標項目ではないが参考として掲載。

④ 再資源化量

⑤ リサイクル率

ごみ総排出量及び資源ごみを除くごみ排出量の目標数値を基に算定したもので、再資源化量が平成28年度実績の17.2%増の3,500トン、リサイクル率は2.8ポイント増の12.7%を目標値として設定していました。

計画策定以降、リサイクル率は低下の一途をたどっていましたが令和3年度に初めて上昇に転じました。指定ごみ袋により分別収集している家庭系のごみでは「ペットボトル」の回収率が上昇し、「びん・缶類」と「古紙類」の回収率が低下しています。現在、実施を検討しているプラスチックごみの新たな分別収集による資源ごみの回収量増加を見据え、まずは中間目標値であったリサイクル率12.7%を最終年度目標値に据え置きします。

また、再資源化量はごみ排出量の最終目標値である23,946tにリサイクル率12.7%を乗じた3,041tを最終目標値として設定します。

なお、最終年度までに目標が達成された場合には新たな目標値を設定します。

【再資源化量・リサイクル率】

	平成28年度実績 (基準年)	令和3年度 実績値	令和4年度 目標値	令和9年度 最終目標値
再資源化量 (資源ごみ回収量)	2,994t	2,560t (△14.5%)	3,500t (+17.0%)	3,041t (+1.7%)
リサイクル率	9.9%	8.5% (△1.4P)	12.7% (+2.8P)	12.7% (+2.8P)

⑥ 事業系一般廃棄物排出量

事業系一般廃棄物については、ごみ総排出量の目標値23,946トンから、家庭系ごみ排出量の目標値12,805トンと再資源化量の目標値3,041トンを差し引いた数量で、約17%減の8,100トン为目标値として設定します。

事業所において分別が進まない古紙類について、個人情報を含まない印刷物や新聞・チラシの分別排出を促すことで、事業系一般廃棄物排出量の減量に努めます。

【事業系一般廃棄物排出量】

	平成28年度実績 (基準年)	令和3年度 実績値	令和4年度 目標値	令和9年度 最終目標値
事業系 一般廃棄物排出量 (資源ごみ除く)	9,771 t	9,977 t (+2.1%)	8,747 t (△10.5%)	8,100 t (△17.1%)

【平成28年度実績と令和3年度実績値、最終目標（令和9年度）数値の比較】

区分	平成28年度実績 (基準年)	令和3年度実績値	令和9年度目標値
		対平成28年度比較	対令和3年度比較
ごみ総排出量	30,217 t	29,991 t △226 t・△0.7%	23,946 t △6,045 t・△20.2%
ごみ排出量 (資源ごみを除く)	27,223 t	27,431 t +208 t・+0.7%	20,905 t △6,526 t・△23.8%
再資源化量	2,994 t	2,560 t △431 t・△14.5%	3,041 t +481 t・+18.8%
リサイクル率	9.9%	8.54% △1.36ポイント	12.7% +4.16ポイント
一人1日あたりごみ 排出量	991 g	1,063 g +72 g・+7.3%	935 g △128 g・△12%
家庭系ごみ 一人1日あたりごみ排 出量 (資源ごみを除く)	572 g	619 g +47 g・+8.2%	500 g △119 g・△19.2%
事業系廃棄物排出量 (資源ごみ除く)	9,771 t	9,977 t +206 t・+2.1%	8,100 t △1,877 t・△18.8%
人 口	83,578人	77,299人 △6,279人・△7.5%	70,167人 △7,132人・△9.2%

(3) 計画の進行管理

目標達成のため、毎年度策定する実施計画で定める取り組み事項、施策実施状況について客観的な評価を年度単位で実施するほか、取り組み事項に定める事業単位の評価を実施しながら制度の点検、見直しを行っていきます。

(4) 計画のローリング等

廃棄物処理に関する法令、諸制度の整備など、廃棄物対策を取り巻く情勢の変化に対応しながら取り組みを進め、本計画については最終年度の令和9年度に成果の検証を行い、次期計画策定に反映させます。

(5) 実施計画の策定

各年度における事業計画や数値目標を定める実施計画を年度ごとに策定します。

8 目標達成のための取り組み

(1) ごみの発生抑制

市民一人1日あたりの生活系可燃ごみが類似自治体に比べて多いこと、粗大ごみは大きく減少傾向にある一方で家庭系の可燃・不燃ごみはほぼ横ばいから増加の傾向にあります。

人口減少している状況でもごみの排出量が減少しないことから、家庭から出される可燃ごみに着目し、ごみの組成調査を実施し、調査結果から分別の徹底などの有効な対策を検討していきます。

また、これまでの Reduce (発生抑制)、Reuse (再利用)、Recycle (再生利用) の3Rに加え、レジ袋などのごみとなるものを出来るだけ受け取らない Refuse (発生回避) となる行動の普及啓発によりごみの減量に努めます。

- マイバッグやマイボトル等の使用を推奨し、レジ袋や使い捨ての食器や容器等の受け取りをできるだけ減らす行動の啓発によりプラスチックごみの削減を推進します。
- ごみ減量化の必要性や生ごみの水切りなど家庭で出来る取り組みなどについて、市広報、ホームページ及びFMはなびなどを通じて、広く周知、啓発を行い、市民や事業者にごみ減量化に向けた意識改革を促します。
- 生ごみの減量化に有効な家庭用コンポストや電気式生ごみ処理機の購入の助成について検討します。
- 環境問題への意識向上と行動変化を図るため、町内会及び各種団体へごみに関する出前講座を行います。

(2) 食品ロス対策

計画策定当時から国をはじめ、各都道府県や市町村でも食品ロス削減の活動を推進していますが、日本では現在でも年間約522万トン(令和2年度値)もの食品ロスが発生しています。

大仙市が平成29年度に実施した家庭から排出される可燃ごみの展開調査の結果では、手付かずの食品が全体の約4%を占めていました。

「てまえどり」や「必要なものだけを買う」などの食品ロスを削減するための行動はエシカル消費と言われ、人・社会・環境に配慮した消費行動であります。これはごみの減量化になるだけでなくSDGsの理念にも合致したものであることから、積極的に食品ロス対策に取り組んでいきます。

【国の取り組み】

令和元年10月1日に「食品ロス削減の推進に関する法律」が施行され、官民それぞれ多様な主体が連携して、食品ロス削減を推進する施策を推進しています。

【秋田県の取り組み】

令和4年3月に策定された秋田県食品ロス削減推進計画において、消費者への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、未利用食品の有効活用などを主な施策として位置づけ、消費者、事業者、行政等の多様な主体が削減に向けた取組をしています。

- 令和元年からホテル、飲食店などへ食品ロス削減に向けた取り組みへの協力を求める「食べきり協力店登録制度」を実施しており、登録店舗の増加を図りながら今後も活動を継続していきます。(小売店での商品の量り売りや値引き売り切り、飲食店での小盛メニュー提供、3010運動等への協力を依頼)
- 市が加盟している「全国おいしい食べきりネットワーク協議会」を通じて、全国の自治体における効果的な取り組みを参考にして、本市にも積極的に取り入れていきます。
- 一人ひとりが食品ロスを削減するための行動改善(買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない等)を促すため、スーパーや飲食店での啓発活動に取り組みます。
- 環境学習を通じて、子どもたちに食べ残しをなくすなどの食品ロス対策の必要性を伝え、意識改革を図っていきます。

(3) 再資源化の推進

ごみの総排出量が減少していないことと合わせて資源ごみの回収量やリサイクル率が低下している状況から、資源として排出すべき廃棄物が分別されず燃えるごみや燃えないごみに排出されていることが推測されます。びん・缶、ペットボトル、古紙類等を分類・排出することで、ごみとして出されるものから資源回収を最大限行い再生利用に努めます。あわせて、プラスチック廃棄物の新たな分別収集に取り組み、再資源化率の向上を図ります。

- 再資源化できるものについて、誰でもわかり易い分別基準の作成ときめ細かな周知に努めます。
- 情報保護の観点から古紙類が一律で焼却処理されているケースが多いことから、事業所で作成したパンフレットや新聞など個人情報を含まない古紙類はできるだけ分別して資源ごみとして排出することを周知し協力を求めます。
- 新たな資源ごみとしてプラスチック廃棄物の分別収集に取り組み、再資源化率の向上を図ります。

(4) 事業系ごみ排出量の削減

秋田県全体の事業系廃棄物の排出量は、生活系ごみと比較し減量が進んでいないことから、第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画においても事業系廃棄物の減量化に向け、事業活動における環境配慮の取組の推進を計画の柱に掲げられています。

事業系ごみについては、経済状況や社会情勢等に左右されるところがあり画一的な削減は難しい側面もありますが、市が実施している、事業所訪問によるごみの適正な分別についての意識啓発事業では、比較的小規模な事業者について、ごみの分別が不十分で資源ごみを可燃ごみとして排出している事業者も見受けられております。引き続き、中小規模の事業者を対象としたごみの分別に関する啓発事業を実施し、ごみの適正な分別を促すとともに、3R(特に2R)の推進を図り、事業系ごみ排出量の削減に努めていきます。

- 事業系ごみの分別パンフレットを作成し、適正排出の推進を図ります。
- 「事業所のごみ意識啓発事業」を引き続き実施し、事業所に対してごみの減量やリサイクルへの取り組みなど適正処理の促進に努めます。
- 情報保護の観点から古紙類が一律で焼却処理されているケースが多いことから、事業所で作成したパンフレットや新聞など個人情報を含まない古紙類はできるだけ分別して資源ごみとして排出することを周知し協力を求めます。
- 事業所に対して、2R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用）への取り組みを促進します。

（５）不適正処理対策

不法投棄や不法焼却は豊かな自然環境を損なう重大な犯罪行為です。これらの不適正処理を未然に防止するため、地域住民や県など関係機関で構成される仙北地域不法投棄対策協議会と連携し、捨てさせない環境づくりを進めていきます。

- 不法投棄監視員によるパトロールを強化します。
- 不法投棄防止監視カメラを設置し、不法投棄を抑止します。
- 不法投棄多発地区への監視を強化します。
- 不法投棄、不法焼却が与える影響や罰則について、引き続き周知していきます。